

# チェック推奨テーマの2本立て

日時 令和6年 **6月7日(金)** 10:00~16:30

## 降格・賃金減額に関する 人事制度・賃金制度

長期雇用を前提とする正社員の人事制度において、戦後の生活給から職能資格制度、最近ではいわゆる成果主義型賃金制度が取り入れられるようになりました。

成果主義型賃金制度は、その名の通り成果等によって賃金を変動させる仕組みのため、制度の運用において賃金減額を行う場面が増え、それに伴う紛争も増加しつつあります。

今後、労働契約はますます多様化が進むことが予想され、それに伴い賃金減額を行わざるを得ない場合も増えてくることが考えられます。本テーマでは、裁判例を基準にしつつ、人事・評価制度による賃金減額の可否、限界、実務上の留意点について解説します。

### カリキュラム内容

- 1 人事・評価制度による賃金減額とは？
- 2 人事・評価制度による賃金減額は可能
- 3 成果主義型賃金制度導入に伴う降格制度導入
- 4 成績不振等を理由とする降格による減給の有効性
- 5 職務変更を理由とした減給の有効性



## ジョブ型雇用で 抑えるべきポイント

ジョブ型雇用とは、職務内容(ジョブ)に対して、必要とする能力や経験がある人を雇用する制度のことを指しますが、近年、政府の提言やテレワークの広がりと共に、企業変革、生産性の向上を図るためにジョブ型雇用を導入する企業が徐々に増えてきています。企業はこの大きな転換期にどのように対応していけばよいのか。

本テーマでは、人事がおさえておきたいジョブ型雇用の概要から導入ポイントなどをお伝えします。



### カリキュラム内容

- ジョブ型雇用とは
- ジョブ型雇用への背景
- ジョブ型雇用とメンバーシップ型雇用
- 職務分析・等級
- ジョブ・ディスクリプション(職務記述書)の内容
- ジョブ型雇用のメリット  
(生産性の向上を踏まえた「賃上げ」の促進)デメリット、日本型ジョブ型雇用
- ジョブポスティングなどの社内人材の流動化
- ジョブ型雇用の導入ポイント(不利益変更をどう克服するか)
- ジョブ型雇用の賃金制度
- ジョブ型雇用の降格・降給・減給
- ジョブ型雇用の解雇

### 受講方法

① 会場受講 **ウイंकあいち** (あいち労働総合支援フロア17階)  
名古屋市中村区名駅四丁目4-38

② WEB受講 **Zoomウェビナー使用**  
(ライブ配信のみ) (Zoomアカウント不要、スマホ受講可)

### 受講料

**10,000円/名**(消費税込)

※録画・録音は禁止。  
※複数人で視聴する場合は人数分の申込み必須。

### 講師

**杜若経営法律事務所**  
代表パートナー弁護士



むか い らん  
**向井 蘭氏**

### お申込み・講座詳細はこちらから



労働協会HPにて  
受講お申込みや  
講座の詳細確認を  
お願いします。



※DX推進の一環としてFAX申込の停止を試験的に導入しています。

### 受講フロー



※お申込み後2週間経っても受付証等が届かない場合はお手数ですが協会までお問合せください。

【主催】公益財団法人 愛知県労働協会(労働教育グループ)  
【後援】愛知県・愛知県労働者福祉協議会

〈TEL〉052-485-7154 〈FAX〉052-583-0585  
〈E-mail〉rodo@ailabor.or.jp  
〈HP〉https://ailabor.or.jp/rodo/

愛知県労働協会労働教育グループ  
LINE公式アカウント

セミナーの最新開催情報をお届け!  
こちらからお友達登録いただけます。

